

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建設政策課	整理番号	2-2
処分の種類	道路公社役員の解任に係る処分基準			
根拠法令条例等・条項	地方道路公社法第16条第2項			
処分の概要	道路公社の役員について、地方道路公社法第16条第2項に定めた要件にあたる時や役員たるに適さないと認めるときは、その役員を解任することができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令に処分基準が具体的、かつ、明確に定められているため)</p> <p>【参考】地方道路公社法</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			